

## 別紙第2

### 職員の給与の改定に関する勧告

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律（平成9年法律第65号）及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）を改正することを勧告する。

#### I 平成28年4月の民間給与との比較による給与改定のための関係法律の改正

##### 1 一般職の職員の給与に関する法律の改正

###### (1) 俸給表

現行の俸給表（指定職俸給表を除く。）を別記第1のとおり改定すること。

###### (2) 諸手当

###### ア 初任給調整手当について

(ア) 医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を413,800円とすること。

(イ) 医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額を50,600円とすること。

###### イ 勤勉手当について

(ア) 平成28年12月期の支給割合

a b及びc以外の職員

勤勉手当の支給割合を0.9月分（再任用職員にあつては、0.425月分）とすること。

b 特定管理職員

勤勉手当の支給割合を1.1月分（再任用職員にあつては、0.525月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

勤勉手当の支給割合を0.975月分（再任用職員にあつては、0.5月分）とすること。

(イ) 平成29年6月期以降の支給割合

a b及びc以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.85月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.4月分）とすること。

b 特定管理職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.05月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.5月分）とすること。

c 指定職俸給表の適用を受ける職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.925月分（再任用職員にあつては、それぞれ0.475月分）とすること。

## 2 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の改正

### (1) 俸給表

現行の俸給表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の改正

(1) 俸給表

現行の俸給表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当について

ア 平成28年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.675月分とすること。

イ 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

II 給与制度改正のための一般職の職員の給与に関する法律の改正

1 専門スタッフ職俸給表4級の新設等

- (1) Iの1の(1)による改定後の専門スタッフ職俸給表に4級を新設し、その俸給月額を次のようにすること。

職員の区分	号俸	俸給月額
		円

再任用職員以外の職員	1	614,900
	2	651,500
	3	688,100
再任用職員		614,900

- (2) 専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるものの昇給は、一般職の職員の給与に関する法律第8条第6項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事院規則で定める基準に従い決定するものとする。

## 2 扶養手当

- (1) 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員（(2)において「特定職員」という。）にあつては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあつては、一般職の職員の給与に関する法律第11条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。
- (2) 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円とすること。

- (3) 職員に配偶者が不在の場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- (4) 行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員に対しては扶養手当(子に係る手当を除く。)を支給しないこととする。

### Ⅲ 改定の実施時期等

#### 1 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについてはこの勧告を実施するための法律の公布の日から、Ⅰの1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイ並びにⅡについては平成29年4月1日から実施すること。

#### 2 扶養手当の月額等の特例措置

- (1) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(1)中「6,500円(行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円)」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、Ⅱの2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(3)中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円と

する」とし、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(1)中「6,500円（行政職俸給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事院規則で定める職員((2)において「特定職員」という。)にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(2)中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。

(3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、Ⅱの2の(4)中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。